

（午前10時25分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さんおはようございます。

今回は2番バッターということで、早く質問させていただくことで、頭がさえておりますので、当局とけんけんがくがく論戦をしたいと、このように思っております。どうぞよろしく。

中村智太郎さん、世界第7位で、ほんまに一生懸命頑張っていたで、先ほども前畑さんの水泳の話も出ておりましたが、橋本市は非常に優秀でありまして、今度4年後、中村智太郎さんも金メダルをめざして頑張るよというコメントも出ておりました。しっかりとまた頑張っていたで、我々も応援したいと、このように思っております。本当にありがとうございます。頑張ってくださいました。

それでは、今回は2項目を質問させていただきたいと。1項目めについては、福祉の関係、それから、2項目めにつきましては、昨年9月に私が一般質問させていただいた、税外債権についての取り組みということについて、進捗状況その他について質問させていただきたいと、このように思います。

同じ会派の同僚議員、先ほど高齢者に向けての一般質問がございました。私は、地域共生社会実現に向けてということで、中には一部同じ考えを持って取り組んでいかなければ

ならないという問題もありますので、それも含めまして質問させていただきたいと、このように思います。

地域共生社会実現に向けてから質問させていただきたいと、これにつきましては、日頃、橋本市も福祉については、それぞれの分野で取り組んでいただいていることについて、非常に前向きに進んでおるということは私も認識しておりますけれども、今回質問させていただくのは、新しい取り組みの中での、そういった今後の取り組みについてということで、ご提案型にさせていただいて質問させていただきたいと、このように思います。

一番目に、厚生労働省は高齢者や障がい者などの生活支援に関連をし、地域内で支え合う地域共生社会の実現に向けて、省内幹部によります検討本部を立ち上げ、住民の互助活動を後押ししつつ、一方で、包括的な相談体制の構築をめざす。並行して個別の福祉制度や専門人材の養成を見直す2017年の介護保険法改正、2018年の生活困窮者自立支援法の改正などを視野に入れ、2020年代初頭に全面展開することをめざすということであります。

国は、今後の福祉改革の基本的なコンセプトと位置付け、制度改革や法改正に生かすとして、三つのテーマに分かれて検討するよう指示されたとしております。2016年、今年度は26区市町村でモデル事業として取り組んでいるとのことであります。

本市として、今後の地域共生社会実現に向けての考え方というんですか、そういったものをお示しをさせていただきたいと、このように思います。

現在、本市につきましては、高齢者福祉計

画なるものを作成いたしました。もう3年、29年までの計画が作成されております。私の言ってるのは、この三つのテーマ、要するに高齢者と障がい者、それから保育、そういったものを三つにしたもので、大きく分けてですね、それを一つにした、そういった施設を今後つくっていくべきではないかと。細かい内容については、また質問席から質問させていただくということで、そういうことであります。

それから、二つ目、2項目めに移ります。税外債権回収についてであります。

ご存じのとおり、橋本市におきましても、税外私債権について、公債権と分かれておりますけれども、各分野につきまして残高がいくらか、それから、今までの取り組みと今後の取り組み、そういったものについて議論したいと思っております。

一つ目につきましては、私債権について、住宅使用料、進学奨学金等貸与金、それから、学校給食費徴収金、住宅新築資金等貸付金など、現在の残高はいくらでありますかと。

二つ目については、公債権について、保育所運営費保護者負担金、国民健康保険税、下水道使用料、介護保険料ほかの現残高についていくらになりますかと。

三つ目につきましては、税外公債権、私債権の各部局の取り組みについてお聞きしたいと、このように思います。

以上、壇上での質問、また質問席から質問させていただきます。

○議長（中本正人君）17番 井上君の質問項目1、地域共生社会の実現に向けてに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）地域共生社会の実現についてお答えします。

厚生労働省は昨年3月に、まち・ひと・しごと創生サポートプランを発表し、その中で、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合、専門職種の統合・連携を打ち出しました。また、昨年9月には、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンを発表し、全世代に対応できる福祉の一体的な提供を打ち出し、包括的な相談支援システム、総合的な人材育成、生産性向上を改革項目としました。

そして、7月15日、厚生労働省の、我が事・丸ごと地域共生社会実現本部で、塩崎厚生労働大臣より、今後の福祉改革の基本コンセプトと位置付け、制度改革や法改正に生かすとして、3テーマに分かれて検討するよう指示がありました。

第1のテーマは地域づくりで、二つに分けて考えます。

一つ目は、小・中学校区単位の地域における住民主体の課題解決で、住民組織が地域課題を把握し、助け合いで解決し、さらには公的機関につなぐ仕組みをつくることです。地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などをその仕組みづくりの担い手と想定し、法改正により全ての社会福祉法人の責務となった、地域の公益的な活動とも連動させるものです。

二つ目は、市町村単位の包括的・総合的な相談支援体制の確立であり、新たな相談窓口は設けず、既存の窓口で受けた相談を適切な機関に振り分ける専門人材を明確に位置付け、困りごとが制度のはざまに落ちたまま放置されないようにします。

これらの二つを他人事ではなく、我が事ととらえて構築するため、2016年度から4年程度モデル事業を行います。

第2のテーマは、公的なサービスの総合化であり、介護と保育、障がい者ケアなど、複

数の福祉サービスを一つの施設で一体的に提供できる仕組みをつくることです。例えば、介護職員として採用された人が、同じ施設内で行う保育や障がい者ケアにも携われるよう、兼務の条件や基準緩和の幅を検討し、障がい福祉サービスの基準を満たしていない介護保険事業所でも、市町村が認めれば基準該当サービスとして障がい福祉サービスを提供できる現行の仕組みも、より活用しやすくなるよう改善するというものです。

そのためには、介護報酬、障がい福祉サービスの報酬の2018年度改定が鍵になります。

第3のテーマは、専門人材の養成の見直しです。医療や福祉の資格に共通の基礎課程を2021年度開始をめざして設け、福祉系有資格者が保育士を取得しやすくなるよう、試験科目などを一部免除したりすることを検討します。

今まで説明してきました内容は、厚生労働省等の資料によるものであり、今後の制度改正の行方等、不明確な部分もあります。第1のテーマの地域づくりは、社会福祉だけではなく市全体の形づくりにかかわるものであり、市全体の取り組み、検討が必要と考えています。また、第2、第3のテーマも、今までの社会福祉制度を根本的に変えるものであり、本市としてすぐに対応できるものではありません。

国としては、3テーマの全面展開を2020年度初頭を視野に入れているとのことですので、本市としても情報収集に努め、研究していきたいと考えています。

厚生労働省の資料には、地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現との表現もあります。現在、健康福祉部では、地域包括ケアシステムの構築の準備にかかっていますが、そのシステムの構築も息の長い仕事になり、構築には長い時間がかかります。地域包

括ケアシステムは、主に高齢者を対象と考えたシステムですが、そのシステムの構築を図りつつ、厚生労働省の方針に注視してまいります。

○議長（中本正人君）17番 井上君、再質問ありますか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）今の、健康福祉部長が答弁されたのと同じ、厚生労働省が出している、最近、この7月ですか、昨年からの検討を重ねてきて出てるわけなんですけども、第1のテーマについては、これはもう既に橋本市も取り組んでおるところであるし、第2、第3のテーマ、これはこれから新しい、今部長おっしゃったような答弁じゃなくて、根本的に、基本的に、全面的に方針を転換せえと言うておるのではなくて、そういった障がい者、あるいは保育の、そういった三つを一つにした施設を、今後橋本市においても、空き家ということないけども、あいている施設がこれからどんどんできてくると。そういうところで各地域に分けて、学校単位でもいいですから、モデルとして一つのそういう施設を検討してみてもどうかと。

これは健康福祉部長だけではなく、市長の答弁ももらわないかと思うけども、今後の問題として、なぜそれを言うかといいますと、健康福祉部長もご存じのとおり、高齢者向けの対策については非常に進んでおると思います。また、元気なお年寄りということで、橋本市においても、ちょっとおりますよ、下におろしますけども、サロンというのがやりますね。ところが、高齢者だけでは息切れしてしまって、要するに、続いているところと続かんとところが出てきてるんです。ひずみ。やっぱり若い人も含めて、また、障がい福祉も含めたもので、地域で三つを合体をして、若者も入っていただくという、そういう地域

共生社会というのを実現していかなんと、高齢者だけでは、これからは田舎は特に、地域においては非常に、現場に私は毎日出てますからわかっておりますが、そういう三つを合体した共生社会を、今後いち早く橋本市も考えていかなあかんとということで質問さしてもうとるんで、それに対する答弁、部長でもいいし、トップの考え方、副市长でも理事でもよろしいけど、いっぺん考え方ちょっと聞かしてください。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のご質問でございますけれども、答弁の内容に沿っての答えになるんですけれども、まず、テーマ1、2、3とございました。1番目の地域づくりについてでございます。この地域づくりにつきましても、それぞれ各課各計画を持って取り組んでおるところですけれども、健康福祉部、一番上、上位に位置付けておりますのが、橋本市地域福祉計画という計画がございます。

この計画と申しますのは、やはり地域に暮らす人々、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず誰もが困りごとや不自由さに気づき、支え合いながら住み良い地域社会をつくと、こういうふうな考え方に基づいて計画を策定してまいりました。

地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人などとのつながりを築き、誰もが自分らしく誇りを持ち、全ての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に協働して、地域の課題を認識、共有しながら改善に取り組んでいくとした計画でございまして、いわゆる今、国のほうから検討されている我が事・丸ごと地域共生社会というのは、非常に理想の地域社会でございますけれども、地域づくりの概念につきましては、私どもも同じ方向を向いて取り組んでおるということでござい

ます。

それから、前段、質問の中でございましたテーマ2、テーマ3の総合的なサービスの提供、この部分については、厚生労働省の今後の方針に注視していきたいわけですが、現時点、ペーパー等が出てきているところは、確かに議員おっしゃられる一つの施設でといふような例示はされておりますが、その背景にあるのは、例えば、いろいろな専門職、個別にあった専門職が兼務できるような体制、いわゆる資格試験の改正を行うであるとか、あるいは、そういうふうな総合窓口を設けるであるとか、そういうふうなところは例示されております。

そこらあたり、今後、私どもも国の動向を注視しながら、できることから取り組んでいきたいというふうに考えてございます。ただ、いきなり一つの建物でということまではいかないので、まず、例えば人材育成、ある程度ローテーションを組んで、どこの知識もわかってあるよというふうな育成でありますとか、あるいは、今、保健福祉センターであれば、入り口に地域包括支援センターがございます。そこが一番はじめに入ってこられた方の総合窓口の役割を果たしております。そこらあたりを強化していくでありますとか、そういうふうなことから取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）高齢者福祉計画、これですね、部長。私もこれ、読ましてもらいましたね。それですね、今現在、橋本市がやっておりますけれども、その計画どおりに進めていこうと思えば、私は別に、新しく職員も課もつくってやれと言うておると違うんですよ。今あるケアシステムの窓口の、要するに人材、先ほど部長がおっしゃったように、人材を育成していく、そういうシステムをつ

くっていくためには、そういった人材を育成せないかんですよね。そのための育成をきちんとやって、これからの国が考えております地域共生社会、そのものを十分認識、今の職員も勉強されておると思いますが、なおかつその窓口で、今ある窓口できちんと対応できるような人材の育成、これをまずやっていかなあかんといいのと、それから、もう一つは、やはり地域で今展開しております高齢者福祉の事業、それぞれやっておりますけども、その事業について、このままでずっと続けていけるかどうかということも見ながら、新しい国の制度、市も同じような考え方でいくという答弁あったんでええんやけども、いち早く国のそういうモデル事業にも取り組んでいけば、あるいはひょっとしたら国の補助金も違う面でまた、取り組み方法として計画立てれば、また補助の制度も変わってくると。一応国を利用するということなんやけども、そういうところへも目をつけていくと。遅れないように目をつけていくということで考えてほしいなというように思います。

この共生社会をめざす、大きなテーマなんですけども、例えば小さく説明しますけど、平木市長もちよいちよい来てくれとるけども、伏原に健康福祉館というのがあるんですわ。文化センターが経営やってる、経営というかやってるね。そこは一つのモデルとして取り組んで、モデルとしてということないけども、市が経営しとるんでやりにくいんやけども、これ、民間に委託すればもっと良くなるんやけども、障がい者の人も、それから高齢者の人も、それから若い世代の方も、夜になったら運動に来てますね。一緒に話し合いし、一緒に取り組んでいるという大きな一つの、今言っている地域社会を築くための、そういう一つのモデルというんか、というのができつつある。そういうものを本市においてもちゃ

んと見ていくというね。

健康福祉部長は来たことないんで知らんと思うんやけど、来たことあるか。いっぺん現場見て、そういうところを見て、それを橋本市全体に、どういうふうに持っていかということを考えていくということも必要やと思うんで、お金使うのも大事やけども、あそこはお金使っていないんやからな。もちろん無料やけども、お金使っておるんか。公的機関やからな。やけども、そういうところをちゃんと見ていくと。一生懸命地域で頑張っていると、そういうところをやっぴり見ていく。そのことが今、国が言っている三つが提携して、施設を有効利用していくというんかな。そういうことをちゃんと計画的に進めていってほしいなということでもあります。

それを含めて、この件について、一応きょうは久保理事に、ちょっと最終、考え方をいっぺんお聞かせ願いたい。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）井上議員の質問にお答えします。福祉のことを理事に聞かれても、建設畑なので、その会議にも入ってませんので、かわりにお答えをします。

共生社会というのは大変大事なことだと思っておりますし、今後取り組んでいく必要があるというふうには思っています。

ただ、今回の厚生労働省が考えている部分については、なかなかどういう内容になるのかということが理解できませんし、予算的な措置がどういうものなのかというのがわかりません。今、来年の4月から、介護保険から要支援の1・2が切り離されて、市の事業になると。橋本市でも、もう来月からその事業を始めるというふうなことの中で、介護予防総合支援事業の中で、より、今、地域との密接なかかわりをつくりなさいということで、

各地域に出向いて相談会とか、いろいろ意見聴取とかさせていただきながら前へ進めていくというふうにしたいなというふうに思っています。要は、地域包括ケアシステムまでいかに持っていけるかという課題が、今、高齢者の中でも非常に大きな問題です。

そういう中で、どういう形がいいのかということこれから考えていかなあかなと。まず、一番大切なことは、地域で元気な高齢者の方も、地域の人、そして介護の必要な方も、病弱な人も、一緒になってそういう事業、あるいはそういう交流を深めていただけるような体制づくりをつくっていかなあかなかなというふうに思っています。

いきなり形をつくれというのは、なかなかそう簡単にできるものでもありませんし、段階的なことも積んでいかないと、ベストな形というのはなかなか難しいのかなというふうに思っています。

福祉の窓口を一本にせえというのも、これもなかなか難しい問題がありまして、子育ての関係から高齢者の関係までのスペシャリストを養成するというのは、これはなかなか難しい。逆に、非常に難題なかなというふうに思っておりまして、今、来年4月ぐらいからできたら取り組む方向で、子育ての包括センターをつくらうというふうに思っています。また、虐待による電話相談の窓口もつくっていかうというふうに思っておりまして、まず、今、橋本市の中でどういう問題があるのかということも十分認識を、情報を深めながら一定の形をつくっていききたい。そして、厚生労働省から出てくる、この地域共生社会というものがどういう形で提案されるのかということも考えていかなければならないのかなと思います。

障がい者につきましても、私は施設から在宅へというのは非常に難しいものがあるなというふうに、先日、世耕大臣にも来ていただ

いたときに、市議会から上げていただいた意見書を説明をしていただいて、障がい者の会の人にも来ていただいて、直接世耕大臣と一緒に話を聞いていただきました。そういう中で、やっぱり障がい者の方をどういう方向で受け入れるのかということも十分考えながら、橋本市にとって一番いい方法は何なのかというのを考えていく必要があるのかなと思っています。

国というのは、だいたい都市を中心にした考え方が多いので、地方のことはあまり考えてくれない、基準に地方の考え方というのはないのかなというふうにも思っていますし、逆に、井上議員言われたように、当然若い人にも入っていただくというのが一番ベターなんですけども、地域によっては、もう高齢化率が60を超えて、逆に若い人がいない。あと10年たったら高齢化率がもう70を超えとか、80を超えとか、消滅区というのも当然出てくると思いますので、その中で、やはりそういう地域の、どういう年代構成になっているかということも見ながら、これから進めていくということが非常に大事なことかなと思っております。これからそういうのを地道に積み上げていって、共生社会実現に向けて取り組んでいくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）市長の答弁いただいたんで、私は市長とは若干考え方が違うので、この件については、文教厚生常任委員会、その他福祉分野の常任委員会があるんで、細かい件については、またそこで議論をしていきたいというふうに思っております。

ただ、申し上げておくのは、平木市長もインターネットされるんでわかると思いますが、富山県の「このゆびと一まれ」、何回も私も行ってますけども、ここをやっぱりいっぺん見

て、どういう取り組みをしてるんかというのを勉強していただきたいのが一つ。

それから、橋本市において民間事業者が15年間、この間も「ゆの里」で、お年寄りとか若い人たちが含めて100人近く、岡本議員も一緒にボランティアで参加していただいたんですが、15年間続けております。年間何回かね。そういったことで、お年寄りがいかに喜んでおられるかということ。実践で民間の事業者がやってるんですよ。

だから、そのことも含めて、やはり国の指針とかどうとかというのは、それは第二な問題で、橋本市の住民が幸せになるにはどうしたらいいかということを考えていく必要があるんじゃないかと、私はそのことを提言いたしまして、一つ目の項目を終わらせていただきたいと思います。

私が最後に言いました、二つだけを勉強していただいたらよくわかると、このように思います。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、税外債権回収に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）次に、税外債権回収についてお答えします。

1点目の私債権について、平成27年度決算時点における私債権の収入未済額は、4億2,646万8,341円であり、主なものは、住宅使用料4,273万4,895円、進学奨学金等貸与金374万8,775円、学校給食徴収金237万5,471円、住宅新築資金等貸付金3億979万784円となっています。

2点目の公債権について、平成27年度決算時点における市税を除く公債権の収入未済額は7,581万2,744円となっています。主なものとしましては、介護保険料が3,343万4,894円、保育所運営費保護者負担金が1,735万7,600円、

下水道使用料636万4,311円となっています。

なお、国民健康保険税の収入未済額は3億8,215万6,206円です。

3点目の税外公債、私債権の各部局の取り組みについてお答えします。

市の債権については、地方自治法及び橋本市債権管理マニュアルに基づき管理を行っているところです。なお、督促や催告の発送時期は、基本としたものがありますが、個々の債権の性格により、各部局の事務処理に合わせたものとなっています。

部ごとの主な取り組みについてお答えします。

健康福祉部こども課において、保育料の徴収嘱託員による徴収、督促状の発送送達、児童手当からの充当申し出の推進、定期的な納付相談への呼び出しを行い、新たな滞納を抑制しています。

また、退園者等の滞納繰越分については、債権回収対策室と連携して、滞納処分を記載した移管予告催告書を送付していますが、予告効果もあり、一括納付や児童手当の充当、分納の申し出を受けております。

保険年金課の後期高齢者医療保険料、介護保険課の介護保険料の徴収事務については、納税課において税とあわせて滞納処分等を行っています。

次に、建設部建築住宅課では、住宅新築資金等貸付金について、法的手段を行うべく債権回収対策室への移管予告催告書の発送を行ったところ、予告効果もあり、一括納付や分納が得られています。また、それでもなお反応がない案件については、債権回収対策室において入金等に関する共同管理のもと、平成28年7月に3件の提訴を行い、うち2件については入金があったため取り下げ、残る1件については係争中となっています。

また、市営住宅使用料については、滞納入

居者に明け渡し訴訟を行うなど法的な手段も行ってはいますが、退去時において低所得者が多く、回収に苦慮しています。現在、債権回収対策室と協議を行いながら対策を検討しているところです。

次に、教育委員会教育総務課において、進学奨学金等貸与金の滞納者は5名あり、1名については分納中で回収予定であり、1名については、分納額の増額で納付誓約の提出があり経過観察中となっており、残る3名については、両親の離婚や死亡のため奨学生本人に調査を行い、訪問や電話催告を行っていますが、困難案件となっていますので、債権回収対策室と協議を行い、債権の精査を行った上で取り組んでいく予定です。

また、学校給食センターの給食費については、平成26年度までは各学校で徴収を行っていましたが、平成27年度からは各給食センターが徴収することになったため、督促は年1回年度末送付としていました。しかし、事務の整理を行い、今後は訪宅や電話催告により回収を行っていく予定です。

次に、上下水道部では、水道料金、下水道使用料について直営による料金徴収を行ってききましたが、平成28年度から、民間事業者である水道サービスセンターに徴収業務を委託しています。滞納案件につきましては、督促、催告送付の上、停水通知を発送し、給水停止を行っています。

○議長（中本正人君）17番 井上君、再質問ありますか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）今、部長ご答弁いただきましたが、この税外債権について、合計というか、全部で先ほど述べた合計額、それが一つと、それから25年度の決算、26年、25年度から3年あまりになるんだけど、25年度から27年度決算

において、その金額が増加してるんか減ってるんか、増えてるんかということの2点を、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）滞納額の合計でございますけども、ちょっと手元に25年度はございませんので、26年度、27年度の合計を言わせてもらいます。市税等全ての滞納を含めまして、平成26年度では14億9,298万5,455円で、27年度は12億5,963万3,006円となっております。26年と27年の比較では27年が減少しております。2億3,335万2,449円の減少となっております。ちょっと25年度につきましては、後ほど答弁させていただきます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）26年、27年、14億円のやつが約2億円ほど減っておる。減っておるというか、かなり回収されておるといいますか。その2億円余りについては、どのあたりが減ってるんですか。ちょっとわかりませんか。どのあたりというか、大ざっぱで結構ですけど。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）先ほど答弁させていただきました滞納の総合計なんでございますけども、市税のほうも含んでいるというお話をさせていただきます。まず市税のほうですけども、前年度比較では6,013万5,278円の減少、それから、国保税は4,587万6,825円の減少、それから、主なものとしましては、保育園の保育料で187万4,360円の減少、あと、工事の関係ですね。工事違約金と工事過払い金の関係があります。まず、工事違約金につきましては、3,476万5,956円の減少、それから過払い金で3,636万1,360円の減少です。それから、主なものとしましては、公営住宅の使用料で1,203万7,980円の減少、それから、住宅新築資金等貸付金では2,989万305円の減



少、主なものの内訳でございます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）そしたら、この12億円の中に、工事関係3,600万円ほどということなんですけれども、昨年のこども園の債務については来年度になるのかな。今年度、27年度には入ってないのかな。ちょっとお聞きしておきます。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）工事の過払い金と違約金につきましては、27年度で収入されております。26年度で未収入というふうに計上されておりましたけども、27年度で納付されたのでなくなっていると、こういう状況でございます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）なくなっているというのは、橋本こども園の1億何がしのやつについては、この12億円の中に入っておらないんですかとお聞きしておるんです。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員おただしの1億円余りの分につきましては、まだ収入未済というふうな確定をしておりますので、現在確定しておりますのは、工事の違約金と過払い金です。この工事違約金と過払い金につきましては、業者のほうが入っておりますので、保険会社からの収入というふうになります。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）今、この12億円余りの市の債権が、かなり大きな金額として残っておるわけなんですけれども、先ほどの答弁の中に、債権回収対策室というものが昨年からできましたけれども、その債権回収対策室において、要するに、この債務を債権回収対策室がどこからどこまでが受けて、それで各部のほうでどこからどこまでが取り組んでいる

んかということですね。そのことについて、学校教育については金額的にもあれなんですけれども、それ以外の各部局についての取り組みと、それから債権回収対策室の現在の取り組みについて、再度お聞きしたいと思います。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）債権回収対策室の取り組みについて、少し説明をさせていただきます。

これまでの取り組みでは、まずは債権の適切な管理を行ってもらえるように、橋本市債権管理マニュアルの説明会を開催しております。それから、関係課からヒアリングを行い、個別の債権管理指導を行うとともに、対策室に策定した移管基準において移管可能なものを協議の上、抽出し、まず担当課から債権を対策室に移管する、そういう予告催告書の発送を行っております。それで一定の納付効果を上げております。

また、6月議会において、債権の放棄として318件、金額にして2,800万円余りを放棄する報告を行っております。

さらに、債権の移管を建築住宅課から4件受けまして、うち2件が入金、1件が和解契約、残り1件は係争中となっております。下水道課からは1件の移管を受けて、現在、財産調査中となっております。

それから、債権回収対策室の今後の取り組みでございますけども、今後とも関係課からの移管を積極的に受けまして、連帯保証人への請求、それから裁判所への提訴など法的に対処してまいります。

それと、債権の管理体制でございますけども、債権所管課と債権回収対策室が主体性を持って取り組むと同時に、役割に応じた責任を担い、新たな未収債権を発生させないような全庁的な取り組みを行っていきたいと考え

ております。

移管の区分でございますけども、基本的に、税を除く債権全てが移管の対象というふうになります。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）部長に尋ねたらええのか、市長に尋ねたらええのか、最終的に市長の判断を仰ぐわけなんですけれども、下水道事業では、今年度から民間の事業者に委託をしたということで、水道か。水道。下水ももちろんそうなるやろうけど、民間に委託したと。

私が言いたいのは、これはええことやなと思っておるんやけど、債権回収対策室もこれからの取り組みでどう展開していくんかわかりませんが、見守っていきたいと思うけども、私はやはり民間に委託し、もちろん弁護士も横っちょから入ってくれておるし、するんだけども、民間に委託して、債権回収対策室、職員が張り付いておるわな。もとのもっこで同じことやと思うで。職員自体は、やはりなんだかんだと言われて、結局そういう債権回収についてはなかなかのりにくい。そんなもん職員で、職員が回収室におるからといって、ただ部屋つくっただけであって、それやったら各部局で回収できておるはずや。

そやから私の言いたいのは、民間に委託をしてやったらどうですかということ、前回、前々回にも常に言うておったわけや。部屋つくっただけでも職員配置しておる。それで前向いて進むんかどうか。10億円余りのものを、どれだけ回収できるんかどうかわかりませんが、これでやってますよということにはならんと思うんですが、その点についてどう考えておるんか、お聞かせ願いたいと思う。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員おただしの委託、債権回収対策室を設置せずに委託という

お話でございますけども、実際に委託をしているところもございます。ただ、民間であれば、財産調査等の調査のほうがなかなかうまくいっていないということで、委託している市もあれば、ほとんど委託をしていないというふうな状況を聞いております。

それから、先ほどの工事の違約金と過払い金の数字なんでもございますけども、これはこども園だけの数字でございます、ほかにもございますので、ちょっと追加させていただきます。

下水道課のほうで工事の過払い金で72万5,400円の減少、それから、過払い利息で1万1,280円、これは増加しております過払い金の利息ということで……。

（発言する者あり）

○総務部長（吉本孝久君）先ほど答弁保留をさせていただきました平成25年度の未収債権の合計額でございますけども、14億9,003万7,142円ということでございます。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）債権回収対策室、つくらんよりもつくったほうがええんやけども、それについて弁護士の機能というのはどんな形で今進んでおるんですか。弁護士が、まだつくって間ないから、これからというんやったらこれからでと言うてもうたらええんやけども。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）先ほど答弁にもございましたけれども、債権回収対策室に移管になった案件のうち、裁判所のほうに提訴しております、その訴状の作成もしてもらっております。

それから、弁護士につきましては、職員課、総務課との併任となっております、市のほうで課題が発生した場合に、弁護士のほうで相談をして意見を聞かせてもらうというんで

すか、そういうふうな他の課にわたる仕事のほうも弁護士のほうにしてもらっております。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）あと6分やから終わりますけども、建設部長にも、これは一般質問ですから細かい点には質問はしませんけども、例えば住宅使用料についても、十分検討した上でやらなければならない。問題は、今まで放置してきた責任というのは、かなり重いと思いますよ。その点については、経済建設委員会というのがありますので、そこで細かい点については、またかんかんがくがく議論をしたいというように思っておりますが、最後に市長に、この対策室ができて、この12億円、14億円から2億円ほど減ってますけど、この12億円を減らすためにどうしていくかということの、基本的にこれ、減らさないかんので、そのことについて、この今の状態でいけるんかどうかというのを、今回ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）井上議員の質問にお答えします。

議会からもお申し出もありまして、債権回収対策室というのを、この4月からスタートし、弁護士1名も雇用させていただきました。

税の債権でもそうなんですけども、今、悪質滞納者であるとか、ちょっとなかなか回収できないのは県のほうに送って、かなりの成果を上げていただいています。その役割を債権回収対策室が担えればええかなと。なかなか、あるのに払っていただけない場合は、やはり裁判を起こしていくというふうな毅然とした態度で臨んでいきたいというふうに思っております。今後、進めていく上で、民間が果たしてそういう受け皿があるのか、そういうことも、いきなり民間委託というのは非

常に難しい。調査権もありませんので、その辺の問題をいかにクリアしていこうかということになってくると思います。

水道のほうも、実は料金徴収業務であるとか、管理業務の民間委託を今年からスタートさせておりまして、果たして料金徴収が、以前直営でやっていたときと、民間委託して減った、負債が減ってきたのかどうかというのもまだわかりませんので、そういう中で、これから非常に財政厳しい中で、債権が回収できるのであれば、さらに努力をしていきたい。現状はつくったばかりでありますので、今後、担当部局あるいは各担当課と調整をしながら、債権回収対策室のほうへ送るべきものはしっかりと送っていく、各課で取り組むべきことはしっかりと徴収に努力していくというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）この件につきましては、質問はこれぐらいに。

市長がおっしゃったように、きちんと税の公平性というものを考えた中で、やはり12億円という大金が、できるだけ回収を進めていけるように努力をしながらやっていくと。こういうことを残しておいて、市長、職員の給料カット、今、現にやわらかくさっと弱いところへ行くけども、そういうことのないように、それを市民の公平性という観点から回収に全力で取り組んでいくと。その中で足らんものは職員の給料もカットしたらええけども、そういうことも含めまして、市長にこの一言申し述べて、私、議会議員として注視をしながら、再度また一般質問に立たせていただくこともあるかもしれませんが、それまでにちょっとでも減らすように、しっかりと頑張っていただけるようお願いをして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

問は終わりました。

○議長（中本正人君）17番 井上君の一般質